

グローバルな正義論における「現実」の意味 (3・完)  
——制度主義を中心に

山 田 祥 子

目次

はじめに

第一章 グローバルな正義論の「現実」への接近

第一節 正義の关系的構想

第二節 実践および制度への注目

第三節 制度主義の方法論 (以上 264 号)

第二章 アンドレア・サンジョヴァンニにおける「現実」の意味

第一節 自律性および制度的事実

第二節 制度および政治的正当化

第三節 道徳に対する政治の優先の限界

第三章 アーロン・ジェームスにおける「現実」の意味

第一節 グローバルな正義の主題の分解

第二節 基本的事実としての保証問題

第三節 プラグマティック・リアリズム

第四節 到達可能性概念の意味と限界 (以上 265 号)

第五節 小括

第四章 集合的エージェンシーに基づく正義の構想

第一節 アヴァンギャルド・エージェンシー

第二節 国家主義的コスモポリタニズムの問題点

第三節 シンボリックな次元での越境可能性

第四節 批判と応答

おわりに (以上本号)

## 第五節 小括

以上、前節まででは、制度主義がどのような意味で「現実」に接近していると言えるか、その到達点を論じてきた。ここで本稿のこれまでの議論を一旦整理したい。制度主義者は、まず方法論のレベルについて述べれば、既存の制度の目的や機能を解釈することによって正義の原理を導出する。その意味で、独立的な何らかの抽象的原理を制度に適用する実践独立アプローチとは対照的である。続いて、サンジョヴァンニおよびジェームスの議論を検討することによって、制度主義における「現実」の意味を考察した。サンジョヴァンニは、制度を認識的に正当化されるべき事実ではなく、政治的に正当化されるものと見なしている点で「現実」的なのであった。しかしながら、彼においても常に政治的正当化が認識的正当化に優先しているわけではないことを確認した。他方、ジェームスは、グローバル経済をグローバルな基本構造としてではなく諸国家から成る実践と見なし、また、個人や国家を常に他者に関する不確実性に直面する存在と見なす点で「現実」的である。しかしながら、そのような想定根拠となっている彼のプラグマティック・リアリズムにおける到達可能性概念を検討し、彼の議論が逆説的に非「現実」的となる可能性を指摘した。そして、ジェームスにおいては、集合行為問題こそが乗り越えることが困難な「現実」であることを述べた。

以上のことから、制度主義は一定程度「現実」を組み込んだ議論を展開しているが、徹底的に現実主義的であるとまでは言えないだろう。このある種の中途半端さから、彼らの方法論や現実認識をグローバルな正義論から退け、実践独立アプローチへと舵を切る方向性もあり得るだろう。しかしながら、本稿では、そうではなく、制度主義者が実践独立アプローチに対して投げかけた批判的視点を継承したい。ここでサンジョヴァンニとジェームスにおける「現実」の到達点を敷衍しておくならば、両者とも正義の原理を導出する際に「政治」を考慮すべきだと主張していると言えよう。すなわち、サンジョヴァンニにおいては、正義の原理は明白な人権侵害などの場合を除いては現実政治の状況を考慮に入れて導出されなければならない。また、ジェームスにおいて、不確実性は単に個人の問題としてではなく、他者との関係において、すなわち集合行為問題として重要性を帯びるのである。

本稿の残りの部分では、このような制度主義の到達点を踏まえた上で、オルタナティブを提示したいと思う。それは、集合的なエージェンシーに着目する方向性である。本稿でこれまで扱った制度主義者は、制度を理論家による解釈の対象となる客体として扱ってきた。しかしながら、本稿第二章第二節において政治的リアリストの見解を確認したように、制度は、設立された当初のとおり固定されたままであるとは限らず、状況に応じて改変されるものである。ここで改変という場合に、様々なレベルが考えられる。アルベルト・メルッチは、集合行為の基本的志向の一つとして、「行為が埋め込まれている社会的関係のシステムの共存性の限界を侵犯すること (transgression of the limits of compatibility) (Melucci 1989: 28=1997: 19) (傍点原文イタリック) を挙げている。「共存性の限界」とは、「システムが自身の構造を維持することを可能とする体系的な状態の、可変性の範囲」である (Melucci 1996: 24)。たとえば、会社内における報酬分配に関する不平不満は、適応行動である。しかし、会社の意志決定構造それ自体の変革を目指すような場合は、組織自体の所与の限界を侵犯する (Melucci 1989: 28 =1997: 19)。つまり、集合行為は、システムの限界を突破し、「構造変革なしにはもはや許容し得ないところへと、システムを押しやる」のである (Melucci 1989: 29 =1997: 21-22)。以上のことに鑑みれば、制度主義についても、既存の制度の可変性の範囲を越えて、制度の限界を突破するための集合行為が生じる次元を考えることは可能であろう。

その際に重要な役割を果たすのが、制度に埋め込まれ、かつ、その限界の突破を目指すようなエージェンシーである。制度とエージェンシーの関係を考えるにあたり、マーク・リックバックが提示する、比較研究における研究コミュニティの特徴づけが参考となる。リックバックは、比較研究における三つの理論潮流として、合理主義、文化主義、構造主義を挙げる (Lichbach 1997: 245)。本稿の観点から特に着目したいのは、合理主義と構造主義の関係である。両潮流の特徴を簡潔に述べるならば、まず、存在論のレベルでは、合理主義は方法論的個人主義である。世界は合理的な諸個人と非合理的な集団から成るものとして描かれる (Lichbach 1997: 245-246)。他方、構造主義は全体論を採用し、諸アクター間の関係を研究する。したがって、「構造主義者は、諸アクター自体に、エージェント的・還元主義的に焦点を置くことを拒絶する」 (Lichbach 1997: 248)。

また、方法論的には、合理主義者は、「客観的な外的世界」の物質的制約が、アクターにおける「主観的な内的世界」の欲望や信念に影響すると考えるため、実証主義者であるとされる (Lichbach 1997: 250)。他方、構造主義者は、科学に関する現実主義的哲学を採用しており、それは以下の二つの示唆を持つという。第一に、社会的構造は実在するものとして扱われる。第二に、社会的構造は因果的諸力をもつものとして理解され、したがってマクロな歴史的・発展的観点から分析される必要がある (Lichbach 1997: 251-252)。

以上のような特徴を有する両潮流にはそれぞれ欠点がある。合理主義は、合理的なアクターが効率的に外部環境に適応していくと考えるために、「機械的—行動論的な主体性の見方」に向かってしまう (Lichbach 1997: 256)。また、構造主義者に対しては、「歴史的運命論」、「鉄の檻的な決定論」、「主意主義の欠如」 (Lichbach 1997: 258) といった非難が向けられる。その批判は、以下のようなものである。

「構造理論は、言い換えれば、エージェンシーを有する人々——選択を有し、意味のある行為を行なう諸アクター——を欠いているのである。(中略) この冷血な社会科学が意味することは、構造理論が、政治、すなわち目標を追求する諸個人間での戦略的相互作用を見逃しているということである。また、構造主義者は、人間の活動、創造力、創意工夫を見逃している。したがって、合理主義者は、厳格な構造主義者が集合行為と連合の過程を見逃していると非難するのである。」 (Lichbach 1997: 258)

以上のリックバックによる分類や特徴づけが本稿に対して示唆を持つのは、制度主義においては、制度がある時点において静態的に解釈が可能な客体として捉えられており、エージェンシーの働きかけによる制度の変容という側面が考慮されていないと考えられるからである。実践依存アプローチにおける分類と完全に重なり合うわけではないが、リックバックにおける構造主義者は、制度主義者と類似点を持つと言えるだろう。なぜなら、両者とも構造や制度を何らかの実体として捉え、アクターの能動的な働きかけを重視しないからである。そして、制度主義に欠如していると思

われる視点が、リックバックにおける合理主義である<sup>1)</sup>。ただし、先述したように、合理主義にも問題点がないわけではない。合理的アクターを想定するあまり、アクターが埋め込まれている文脈を見落とす可能性があるからである。したがって、本稿がエージェンシーに着目する場合にも、エージェンシーは創造性を有すると同時に、制度や構造に埋め込まれた主体であるということが意識される必要があるだろう。

以上のように、制度主義における「現実」のレベルを踏まえるならば、制度に対して集合行為を行なうエージェンシーに着目することが必要であると考えられる<sup>2)</sup>。このことを考える手がかりとして、次章では、まずイピが提起した「アヴァンギャルド・エージェンシー<sup>3)</sup>」という主体像を検討したい。アヴァンギャルド・エージェンシーとは、簡潔に述べれば、既存の制度に関する新しい解釈を提示する創造的な主体である。しかしながら、イピにおけるアヴァンギャルド・エージェンシーは、彼女が国家主義

- 
- 1) 社会科学における類型を規範理論におけるそれとただちに結びつけてよいのか、という疑問が生じるかもしれない。たしかにリックバックが合理主義／文化主義／構造主義という類型を提起したのは、比較研究者が「国家および社会のマクロの変容と個人および彼らのアイデンティティのミクロの変容」(Lichbach 1997: 273) を研究すべきことを喚起するためであって、規範理論とは目的が異なる。規範理論は、ある現象の変化を説明することではなく、あるべき社会像を提案しようとすることを目的とするからである。しかしながら、本稿「はじめに」で述べたような「行動の指針となる規範理論」の構築のためには、そして本稿が検討してきた制度主義における「現実」のレベルを考慮すれば、社会科学から何らかの着想を得ることは妥当であると考えられる。
  - 2) 本稿では、実践依存アプローチにおけるもう一つの潮流である文化慣習主義を検討していないため、集合的エージェンシーを実践依存アプローチにおける第三の潮流としてただちに位置付けることは控える。しかしながら、集合的エージェンシーに基づく構想は、「行為」に着目するという点で、まずもって制度との関係においては区別することが可能であると考えられる。  
また、本稿と方向性は異なるが、実践依存アプローチの制度／文化という分類を相対化しようとする試みとして、Ibsen (2013) が挙げられる。マルテ・フロスリー・イブセンは、制度化された実践はインフォーマルなものと同様にフォーマルなものに分類できると述べている (Ibsen 2013: 89)。前者は、ミシェル・フーコーやコーエンにおける「社会的エートス」のように、社会の規範的な再生産において重要な機能を果たすインフォーマルな社会的制度や慣習の行動である。ただし、イブセンの目的は、これらの制度化された実践に因果的・概念的に先立つものとして言語などの「基本的実践」を位置付け、実践依存アプローチに依拠しつつ、ユルゲン・ハーバーマスの議論を元にコスモポリタニズムを擁護することである。
  - 3) アヴァンギャルドは、とりわけマルクス・レーニン主義の文脈においては「前衛」と訳されることが多い。前衛党としての共産党は、革命に向けて労働者階級を牽引する立場にある。なお、イピもレーニンに言及しているが (Ypi 2012: 160)、本稿が「アヴァンギャルド」とカタカナ書きにするのは、「党」だけでなく多様な「アヴァンギャルド」を念頭に置いているからである。

的コスモポリタニズムという構想を採用しているために、そのポテンシャルが十分に活かされていないように思われる。したがって、この限界を克服するための視点をも次章では提供することとしたい。

## 第四章 集合的エージェンシーに基づく正義の構想

本章では、前章までで検討した制度主義の「現実」の意味を踏まえた上で、集合的エージェンシーに基づく正義の構想を提出する。そのための手がかりとして、第一節では、イピにおけるアヴァンギャルド・エージェンシーという主体像を検討する。そして第二節では、その限界点を指摘する。具体的には、イピにおいては国家という枠組みが想定されていることから、アヴァンギャルド・エージェンシーが果たし得る役割が制限されていることを指摘する。第三節では、その限界点を克服するために、シンボリックな次元を考慮に入れる必要があることを主張する。最後に、第四節では、以上の結論に対して予想される批判に応答する。

### 第一節 アヴァンギャルド・エージェンシー

イピは、世界を解釈すると同時に世界を変えようとする政治理論を「活動家の政治理論 (activist political theory)」と呼び、擁護する (Ypi 2012: 2)。イピによれば、グローバルな正義論におけるコスモポリタニズムと国家主義は、「原理 (principle)」と「主体 (agency)」の問題を、ともに理想理論および非理想理論の間違った次元で捉えている (Ypi 2010a, Ypi 2012)<sup>4)</sup>。まず、原理は本来ならば理想的に定式化されなければならないが、コスモポリタニズムも国家主義も非理想的に定式化してしまっている。すなわち、グローバルな貧困の「事実」や「結果」に言及し、これを矯正するための原理を提唱するだけでは、理想的な観点からグローバルな貧困を分析していることにはならない。理想的なレベルでそれを分析するためには、規範的に適切な問いの枠組みの中で、貧困の「原因」や「過程」を分析する必要がある。「貧困を単に悪いことではなく不正なこととして非難するには、それをもたらす過程の規範的受け入れ可能性について(理想的なレベルで)

---

4) 理想理論および非理想理論については、本稿第三章第二節を参照。

何かを述べる必要がある」(Ypi 2010a: 544)<sup>5)</sup>。

次に、国家の有意性は本来ならば非理想的に、すなわち実行可能性を考慮する段階で初めて問われるべきものである。しかしながら、コスモポリタニズムも国家主義も、国家の道徳的有意性を理想的に捉えている点で誤っている。すなわち、コスモポリタニズムは、自由で平等な人間としての諸個人の構想から出発し、政治的な構成員資格は規範的に重要ではないとする(Ypi 2010a: 539)。他方、国家主義、とりわけ制度主義は、国家的な関係を、公平な分配を根拠づけるものとしてではなく、原理が実行可能となるために機能している必要があるものとして捉えている(Ypi 2010a: 541)<sup>6)</sup>。

コスモポリタニズムと国家主義の両者に対してイピが目指す首尾一貫した正義の理論とは、次の二段階から成るものである。第一に、完全遵守という条件の下で、政治制度がそれに応じて形成されるべき理想的な原理が決定される。第二に、政治的計画を実際に実現するために、非理想的な状況における最も適切な主体に責任を割り当てる(Ypi 2010a: 538)。

しかしながら、理想理論と非理想理論は、それぞれ現実との無関係性という問題と現状維持に偏るという問題を孕む。そこでイピが提唱するのが、弁証法的アプローチである。弁証法は、過去の試み、失敗、成功から学習するプロセスである。過去の成果に敏感であることは、規範的に問題のあるような原理と主体の関係を取り除くネガティブなヒューリスティックと、新しく根本的に適切な解釈や候補となる理論の出現を可能とするポジティブなヒューリスティックの双方の発展にとって重要である(Ypi 2012: 40-42)。

弁証法を採用する規範理論にとって進歩的な実践解釈の基準となるのは、その解釈が「診断的 (diagnostic)」、「革新的 (innovating)」、「発見的 (heuristic)」な潜在可能性を示しているかどうかである。診断的な段階では、合意よりも論争が重視され、かかる論争を因果的および規範的に適切なレ

5) このように述べるイピの念頭にあるのは、カール・マルクスの議論である。すなわち、労働者の置かれている状況の改善を主張するにとどまり、かかる生活状況をもたらす生産諸力や諸関係の問題に取り組もうとしない社会主義者を批判するマルクスの議論にイピは依っている(Ypi 2010a: 544)。

6) 類似した指摘は、サンジョヴァンニらに対するライナー・フォルストによる批判の中でもなされている。フォルストは、法や正義の規範が実定法に制度化されているか、何らかの相互利益的な協働のための制度がなければ正義の文脈は存在しないとする立場を「実践実証主義 (practice positivism)」と呼び、批判している(Forst 2013: 48-49)。



ベルで明確化することが求められる。革新的段階では、過去の理論の利点を活用しつつそれらの問題点を避け、現在の制度の新しい解釈を提示する必要がある。そして発見的段階では、前の二段階において特定された原理をより具体化していくために、新たな問いが提起されるような開放的な空間が必要とされる (Ypi 2012: 58-61)。

以上のような活動家の政治理論にとって欠かせないのが、アヴァンギャルド・エージェンシーと呼ばれる政治的主体である。「アヴァンギャルド」は、歴史的には、芸術および政治の分野において社会の解放を目指し、既存の文化的・政治的実践を転換していく主導的役割を担う特定の諸個人や社会的勢力を指してきた (Ypi 2010b: 121)。アヴァンギャルドな政治的主体は、制度の役割や目的の抽象的な解釈に明確な形を与えるために、芸術家と同様、想像力や創造的なエネルギーを使用しなければならない。具体的には、「新たな概念的カテゴリー」を導入し、既存の言説の限界やその革新のために利用可能な機会について公衆に気づかせる必要がある (Ypi 2012: 161)。これまで歴史的に行われてきたアヴァンギャルドな政治運動——女性解放運動や反アパルトヘイト運動——の意義は、既存の制度的実践の批判と抽象的な社会的正義の理念の間に存在する空間を、社会の解放のための具体的なプロジェクトで埋めた点にあるとすることができる (Ypi 2010b: 123)。理論家との関係について述べるならば、アヴァンギャルド・エージェンシーは、第一に、制度の目的や役割の進歩的な解釈の元となる生データを理論家に提供する。そして第二に、理論家が政治的原理を改訂していく試みに参加する。すなわち、既存の制度の役割や目的に関する、より進歩的な解釈を提供する (Ypi 2012: 67)。

それでは、現在の我々の世界において、コスモポリタンなアヴァンギャルド・エージェンシーとはどのような人々を指すのだろうか。それは既存の政治的主体であるという。具体的には、公務員や政党などの制度的・政治的アクター、一般市民、グローバルな不正義に抗して闘う社会運動や市民的結社などが含まれるという (Ypi 2012: 167)。これらの主体は分配的平等という包括的な理想にコミットし、同胞の国民を動機づける。したがって、コスモポリタニズムにしばしば投げかけられる動機づけの問題については、イピは、アヴァンギャルド・エージェンシーを一般市民と国内的・国際的構造の仲介役として位置付けることで解決されると主張するのであ



る（Ypi 2012: 168-169）。

以上のようなアヴァンギャルド・エージェンシーという主体像が持つ意義を、本稿のこれまでの議論に照らして二点指摘しておきたい。

第一に、イビの議論は、ジェームスが提起したコスモポリタニズムにおける集合行為問題の解決の糸口となると考えられる。既存のコスモポリタニズムの理論は、諸個人の動機づけ問題に対して適切な応答をしてきたとは言いがたい。しかしイビの議論は、抽象的な原理とその実行主体としての個人を無媒介に繋ぐのではなく、アヴァンギャルド・エージェンシーを仲介者として配置し、一般市民の動機づけの役割を担わせるため、一般市民の動機について「英雄的な想定」をする必要がなくなる（Ypi 2012: 154-155）。

第二に、制度主義における「現実」のレベルを踏まえるならば、制度自体とは区別される集合的なエージェンシーを想定することが可能である。本稿がこれまで検討してきた制度主義は、既存の制度の解釈から正義の原理を導出する。たしかに不都合やさまざまな障害が調整された結果として制度が設立され、維持されているのは「現実」である。しかしながら、本稿の前章第五節でも論じたように、そのような制度の目的や機能に疑問を投げかけるエージェンシーによる集合行為が出現しているのも、同様に政治の「現実」と言えるだろう。例えば、1999年にシアトルにおいて、WTOという既存の制度をターゲットに、市民団体を中心に反グローバルゼーションを掲げた大規模デモが発生した。重要なことに、これらの運動では、多くの場合、参加者はばらばらに行動するのではなく、何らかの目標を共有している<sup>7)</sup>。つまり、既存の制度に対抗する形で集合行為が営まれているのである<sup>8)</sup>。

以上の点で、本稿は、アヴァンギャルド・エージェンシーのような主体による集合行為の次元を想定することは必要であると考えられる。しかしなが

---

7) 例えば、ドナテラ・デラ・ポルタらによれば、世界社会フォーラム（WSF）は、従前は同じ国際制度や政府間組織に反対していたにもかかわらずまとまりのなかった組織や運動を、共通の価値、信念、目標などに基づいて動員する一つの主体に転換することを可能にした（della Porta *et al.* 2006: 65）。

8) イビは既存の制度の解釈という手法を採用するので、サンジョヴァンニやジェームスと同様に制度主義に位置付けることも可能なのかもしれない。しかしながら、イビの力点は、やはり既存の制度の枠に囚われない制度の目的や解釈を新たに提案するという、エージェンシーの創造的な側面に置かれていると考えられる。

ら、イピの議論においては、そのポテンシャルがやや低く見積もられているのではないかという懸念がある。次節ではこの点について考察を試みたい。

## 第二節 国家主義的コスモポリタニズムの問題点

イピにおけるアヴァンギャルド・エージェンシーの可能性を制限していると考えられるのは、彼女の国家主義的コスモポリタニズム (statist cosmopolitanism) という構想である。イピによれば、政治的なエージェンシーが実行可能なものとなり、かつ政治的行為が安定的なものとなる背景的状况には、三つのモデルがある。一つは、「政治的共同体の市民社会モデル」である。これは原子論的なモデルで、主体は相互に無関心で相互行為は自己利益に基づくとされている。二つ目は、「大家族としての政治的共同体」である。このモデルでは、市民社会モデルと異なり、利他的な関心が存在し、文化的・歴史的な実践の共有が重要であるとされる (Ypi 2008: 51-52)。イピによれば、コスモポリタニズムは既存の政治制度の根本的な改革を訴えるにもかかわらず、「市民社会モデル」を暗黙的に採用している点に問題がある。なぜなら、たとえかかる制度が設立されても、どのように維持されていくのかという動機の側面が問題とされることはほとんどないからである (Ypi 2008: 52)。他方、「大家族モデル」は、動機に関しては市民社会モデルよりも分厚い理論を提供できるが、倫理的特殊主義に陥る点に問題があるという。すなわち、義務を社会的制度、慣習、政治文化などに埋め込まれたものと見なすことで、強い感情的紐帯を共有しない人々を周縁化する可能性がある (Ypi 2008: 55)。

このような両者の諸要素を結びつけた三つ目のモデルをイピは提出する。それが国家主義的コスモポリタニズムである。このモデルは、普遍的な義務への関心をコスモポリタニズムと共有するが、動機づけの面では特定の共同体が必要であると主張するものである (Ypi 2008: 55)。イピは、このモデルには「人民主権」と「市民教育」が不可欠であると主張する。なぜなら、前者には、コスモポリタンな義務が集会的な熟議プロセスに入ることを可能にし、後者には、市民を文化的・歴史的実践の中に具体化されたコスモポリタンな徳に親しませるという役割があるからである (Ypi 2008: 51)。

本節の冒頭で述べた点、すなわち、アヴァンギャルド・エージェンシー

のもつ可能性を制限しているという観点から問題にしたいのが、「人民主権」の発想である。繰り返しとなるが、イピが人民主権に重要な位置付けを与えるのは、それが特定の原理の実行を正統なものとし、コスモポリタニズムが抱えてきた集合行為問題を解決し得るからである。すなわち、イピにおいては、人民主権の存在によって、コスモポリタンなコミットメントに同調し、制度を改革していくよう市民が同胞市民を正統に強制し、集合的に行為することが可能となる、と考えられているのである。故にイピは次のように述べる。

「したがって、気乗りしない市民は、特定の解釈に反対したり、(投票しないことなどによって) それらの適用に参加しなかったりするかもしれない。しかし、ひとたび集合的に強制されれば、原理に従わないわけにはいかない。」(Ypi 2012: 149)

つまり、イピにおける国家主義的コスモポリタニズムでは、アヴァンギャルド・エージェンシーのコスモポリタンな制度解釈が、最終的には国家における「公的な意思決定過程」(Ypi 2012: 149)に媒介された上で実現すると構想されているのである。

しかしながら問題であるのは、そのような主権の正統性こそが、特に多くの途上国で、そして先進国ですら揺らいでいるという事実である<sup>9)</sup>。このことを、押村高は「国家が国内デモクラシーに導かれて正しく振舞うことができ、人間は国家のもとで道義的に生きることができる、という仮説の妥当性が奪われつつある」(押村 2013: 62)と述べている。また、ポグゲは、国際的な資源特権や借入特権が腐敗した途上国の政府にも認められていることがグローバルな貧困の悪化の原因の一つとなっていると指摘している (Pogge 2008: chap. 4=2010: 第4章)

---

9) イピの議論が先進諸国の市民のみに向けられたものであるならば、先進諸国ではとりえず最低限の国家の正統性は確保されていると言えるから問題がないのかもしれない。しかしながら、イピにおけるアヴァンギャルド・エージェンシーとはグローバル化のプロセスから分配的な影響を受ける主体である (Ypi 2012: 166) ので、当然に貧困国における政治的主体も含まれるだろう。そうであるとすれば、そのような国で主権の正統性が確保されていないことへの解決策をイピは提示する必要があるように思われるが、市民的不服従の可能性を示唆するにとどまっている (Ypi 2008: 67-68)。

さらに、イピにおける国家主義の部分で問題であると思われるのは、現実における様々なトランスナショナルな社会運動の意義は、公的意思決定に反映されることのみに還元されないという点である。たとえば、イピ自身も言及しているアンチ・スウェットショップ運動は、多国籍企業の生産構造の最底辺に位置する、途上国労働者の搾取的な労働環境の改善を求め、かかる企業の商品の不買運動や抗議活動を行なうものである<sup>10)</sup>。たしかに、イピが述べるように、この運動を主導した各国のNPOが、同胞の市民に対し、消費者としての選好の結果などについて考えるよう促したという側面も重要である (Ypi 2012: 169)。しかしながら、この運動においてより重要であったのは、それが国家という枠組みを越えて生じたという点である。つまり、多国籍企業に労働環境を改善するよう圧力をかけたり、一般市民がライフスタイルや途上国の人々との関係を考え直したりすることが、国境を越えて生じたのである。そして、これらは国家内における何らかの公的な意思決定に反映されることを主たる目的としていたのではない<sup>11)</sup>。つまり、アンチ・スウェットショップ運動の意義は、何らかの不正義の感覚が国境を越えて様々な諸個人に共有され、集合行為につながったことなのである。

以上のような状況を念頭に置くならば、国家を必ずしも前提としない人々の集合行為の構想が求められることになる。

### 第三節 シンボリックな次元での越境可能性

国家を前提としない人々の集合行為の構想として、どのようなものが考

10) 途上国のスウェットショップ問題を扱うグローバルな正義論者の一人として、アイリス・ヤングが挙げられる。ヤングは、「多数の個人や組織が、所与の制度規則や受容されている規範の枠内で各自の目的や利益を追求した結果生じる不正義」のことを「構造的不正義」と呼ぶ (Young 2007: 170)。そして、スウェットショップ問題は構造的不正義の典型的な現れであるとする。このように個人の力のみでは解決が不可能な問題のための責任モデルとして、ヤングは「社会的連結に基づく責任モデル」(Young 2007: 175) を提案する。

11) 類似した指摘はルーク・ウラスによってもなされている。ウラスは、イピのコスモポリタンなアヴァンギャルドにふさわしい候補者は、彼らの主張を効果的に伝えるために国家レベルの共通理解に立ち戻ることにはしていないと述べる。彼は例としてアメリカに端を発したオキュパイ運動を挙げ、同運動でしばしば用いられたレトリックは、世界中の諸個人に訴えかけ、全ての諸個人をグローバルなレベルでの同じ共同体の一部として特徴づけることを目的としていると論じている (Ulaş 2015: 15)。

えられるだろうか。その一つとして考えられるのが、シンボル、意味、言説などによって媒介される関係性を基底的なものとしてゆく方向性である<sup>12)</sup>。

「シンボリック」な関係性であることは、たとえば物質的な関係性と比較してどのような意義を有するのだろうか。このことを考えるために、再びメルッチの議論を参照したい。メルッチは、複合社会<sup>13)</sup>における社会運動は、限定された地域と限定された期間内でのみ展開すると述べ、それを「可視性」と「潜在性」という概念によって説明する (Melucci 1989: 70=1997: 77)。メルッチによれば、今日の社会運動を「政治還元主義」的に、すなわち、どの程度政治システムに影響を与えるのかという可視的な側面から見てしまうと、水面下のネットワークにおいて新たな文化コードが生産されていることを見逃してしまうことになる (Melucci 1989: 43-44=1997: 41)。つまり、運動は日常に潜在しているのに、可視的な部分が強調されることによって、潜在性と可視性の関係性が見逃されてしまうのである。

したがって、メルッチは、動員と運動は分析的に区別される必要があると述べる。

「動員とは特定の問題に関して展開されるものであって、運動とは別次元のものである。運動は、日常的な社会的関係のネットワークのなかに、時間や空間を再獲得する能力と意志のなかに、あるいはオルタナティブなライフスタイルを実践する試みのなかに、息づいている。」 (Melucci 1989: 71=1997: 78) (傍点引用者)

12) イビの議論においても、たしかに言説や解釈が重要な役割を果たしている。しかしながら、ウラスも指摘しているように、イビにおいては、国家の目的のコスモポリタンな再解釈はあくまで国家という共同体の内部で生じる。つまり、各国内におけるコスモポリタンな活動家が、コスモポリタンな議論を同胞市民が共有する歴史的経験や共通理解に訴える形態に「翻訳」するのである (Ulas 2015: 6)。このようにエージェンシーの基盤をあくまで国家に置くイビに対し、本稿は、シンボル、言説、意味は国境を越えて共有され得るという立場から、エージェンシーの基盤を脱国境化しようとするものである。

13) 複合社会とは、「物質の生産に代わって、記号や社会的関係の生産がその中心となる」ような社会である (Melucci 1989: 45=1997: 43)。かかる社会では、「単なる外的自然の支配や原料の商品への加工」が中心の問題であることをやめ、「社会が情報やコミュニケーションや社会的結合を生み出す能力は、自己再帰性のレヴェルや、行為それ自体の自己生産に依存する」 (Melucci 1989: 46=1997: 44)。

メルッチは、このような特徴を有する今日の社会運動を分析する際に、効果や成功といった概念はもはや重要でなくなるという。それは次の理由による。

「というのも、集合行為の領域内における紛争は、原則的にシンボリックな基盤の上で発生するからである。彼らは、それにもとづいて社会関係が形成されている支配的なコードに対して挑戦し、打倒する。このようなシンボリックな挑戦は、支配的コードを暴露する方法であり、世界を認知し名づけるもう一つの方法である。」(Melucci 1989: 74-75=1997: 83) (傍点引用者)

つまり、メルッチによれば、現代の運動においては、物質的資源の分配ではなく、権力や支配を規定するようなコードが争われるのである。そして、それは動員という形で可視化されることもあるが、水面下のネットワークでは、常に意味の生産という形で生じている。

以上のメルッチの視点が本稿にとって重要なのは、このように運動をシンボリックなものとの関係において捉えることによって、前節で指摘したイピにおけるアヴァンギャルド・エージェンシーの限界を克服することが可能となるからである。イピにおいては、最終的には国家内の公的な意思決定過程を経由して集合行為が可能となるとされていた。つまり、集合行為はあくまで国家の下でのみ可能であった。シンボリックな次元を考えることは、このような国家と集合行為との結びつきを解除する。そして、この時、運動の「主体性」は、「日常的な意味の生産」として表現されることになる<sup>14) 15)</sup>。

---

14) かかる運動とシンボリックなものとの関係を扱ったものとして、デラ・ポルタらの議論を参照されたい。デラ・ポルタらは、反新自由主義的グローバル化運動における運動との同一化は、マスターフレームの「シンボリックな構築」によって可能となったと主張している。マスターフレームとは、異なるセクターのフレームの架け橋となるような、より一般的なフレームであり、シンボリックな構築とはアイデアによる集合的アイデンティティの構築を意味する (della Porta et al. 2006: chap. 3)。

15) エージェンシーとシンボリックなものとの関係については、後者が前者を形成するという側面も考えられる。すなわち、シンボルや意味が人々の集合性を作り出す側面である。この側面を考慮するならば、筆者が提起するエージェンシーの主体性ないし能動性は限定的なものとならざるを得ない。しかしながら、このこ



以上の構想をグローバルな正義に応用した一つのあり方として、長谷川晃の「グローバルな〈シンボリック・ネットワーク〉」を挙げることができるだろう。長谷川は、「その条件が成り立たなければ正義原理が成立しその規整機能を始めることはない」(長谷川 2014: 35) ような基本的な条件を、「正義の構成条件」と呼ぶ。そして、それは、「人々の何らかの共同的な関係やコミュニケーションにおける最小限度の実体性、人々や団体の分散性、それらの関係の柔軟性や流動性、またそこでの超・国家／社会／文化性、そして一定の規範性を満足するはずの、人々の中の薄い紐帯のあり方」(長谷川 2014: 36) であるという。つまり、正義の実質的内容が何であれ、そもそも正義について語ること自体が意味をなすのに必要な諸条件が、正義の構成条件である<sup>16)</sup>。そして、地域や国家におけるような厚い紐帯ではないが、それとは別種の何らかの紐帯がグローバルな規模で現れつつあることを、現実の様々な運動や言説が示しているという。

長谷川はそういった人々の薄い紐帯を〈シンボリック・ネットワーク〉と呼ぶ。ここで重要なのは、その中核にあるのは個別の信念や意識ではなく、抽象的な規範的概念であるという点である。たとえば、〈シンボリック・ネットワーク〉の中核を占める規範命題として「人権を実現せよ」という命題が考えられるが、どのような権利かという内容については人権概念にコミットする人々の解釈に委ねられる。つまり、〈シンボリック・ネットワーク〉は、人々が規範命題を共有し、その論理的な軸となる鍵概念が共有さ

---

とは同時にイビのアヴァンギャルド・エージェンシーにも当てはまるだろう。なぜなら、アヴァンギャルド・エージェンシーも国家を経由しなければならない程度には非能動的と言えるからである。以上の点、すなわち、イビや筆者が提起するエージェンシーはそもそも十分に「エージェンシー」たり得ているのか、という点は重要な論点であるが、その検討は今後の課題としたい。

- 16) 正義の構成条件は、Valentini (2013)における正義に関する「薄い不一致」と類似している。ヴァレンティーニは、正義に関する「薄い不一致」と「厚い不一致」とを区別する。正義に関する薄い不一致とは、市民が正義に関する相反する主張をするものの、それらの主張の「真理条件」には同意している状態を指す (Valentini 2013: 182)。真理条件への同意とは、正義に関する主張が真または偽であるために満たされている必要がある条件について同意していることを意味する。例えば、あなたと私は、ある人がインフルエンザか単核症を患っているかで不一致があるかもしれないが、どちらかの主張が正しいための条件 (その患者の血液に特定のウイルスが存在すること) には同意している。(Valentini 2013: 182)。他方で、厚い不一致とは、市民が正義に関する相反する主張をしており、かつ真理条件にも同意がない状態を指す。例えば、ある市民は信仰している宗教の神の教えが正しい政策を教えてくれると信じており、別の市民は社会全体の効用を最大化する政策が正しいと考えているかもしれない (Valentini 2013: 183-184)。

れる際に現れる「象徴的なつながり」なのである（長谷川 2014: 36-38）。

それでは、〈シンボリック・ネットワーク〉には問題はないのだろうか。長谷川によれば、「〈シンボリック・ネットワーク〉の存在は特定の正義原理・規則の正当性の直接の根拠づけとはならない」（長谷川 2014: 44）。また、このことから、「対立している〈シンボリック・ネットワーク〉の優劣は、進化論的な長期的浸透プロセスのなかでいずれの〈シンボリック・ネットワーク〉が社会的に広がって安定してゆき、相対的に優位になってゆくかという仕方において測られる」ことになる（長谷川 2014: 39）。以上の点は、〈シンボリック・ネットワーク〉は実質的な規範を担保するものではないという批判に晒される可能性を意味するだろう。しかしながら、本稿が論じてきた「現実」という観点からは、現在の世界はグローバルな正義をめぐる様々な言説が拮抗している状況にある。したがって、そういった言説が成立している条件にまずもって着目することは重要であると思われる。

#### 第四節 批判と応答

以上の結論に対して考えられる第一の批判は、集合的エージェンシーに基づく正義の構想は、極めて薄いグローバルな正義論でしかないのではないかという点である。たしかにこの構想は、先進国の帰責性やグローバルな基本構造の共有を根拠とし、グローバルな平等主義を主張する従来の議論と比較すれば、控え目すぎる提案なのかもしれない。しかしながら、本稿が論じてきたような「政治」という「現実」をグローバルな正義論が踏まえるならば、集合的エージェンシーという観点から正義を構想することは妥当であると考えられる。

第二の批判は、集合的エージェンシーに基づく正義の構想は、結局は分配の問題を避けられないのではないかと、という点である。例えば前節の最後で触れた長谷川の議論は、そもそもネットワークの形成に関与するのに十分な生活水準に達していない人々が排除されるのではないかと、という点が問題となり得る。そういった最低限の生活水準を保障するには、グローバルな分配的正義の問題を避けられないのではないかと。これについて本稿は、最低限の生活への権利の充足のために何らかの分配が必要なことは否定しない。しかしながら、それが分配的正義の問題に還元されるという点

には反論したい<sup>17)</sup>。たとえ分配の問題が避けられなくても、分配すること自体に本質的な価値があるのではなく、自らが影響を受ける規範の形成に参加する権利のために必要であるということが重要である。

第三の批判は、既存の国家システムにおける権力の格差を軽視しているのではないか、という点である。押村は、本稿と同様に、国際 NGO、市民団体、社会運動などの国家以外の主体が、独自の「規範的ネットワーク」を構築していくことを重視している (押村 2013: 66-68)。これに対し、井上は、有力な国際 NGO はその資金や人材を先進国政府や市民に負っているため、これらからの批判的統制は受ける一方、その活動の影響を受ける貧困国の市民はこれらを批判的に統制するだけの資源と能力を欠くという「答責性のギャップ」が存在すると述べる (井上 2013: 101-102)。この指摘は、本稿に対しても当てはまるものである。しかしながら、このことは先進国の活動の姿勢によって、すなわち活動を受ける人々のエージェンシーを尊重することによって、緩和が可能であると考えられる<sup>18)</sup>。

## おわりに

本稿は、グローバルな正義論の混迷状況を作り出している要因は、世界をどのように認識し理論に組み込むかという点の相違であるという問題意

---

17) モニック・デヴォーは、シンガーやボグゲなどのグローバルな正義論者が、富裕国の政府や市民を第一義的な正義の主体と見なし、貧しい人々をもっぱら正義の受け手や受益者として描くことに疑義を呈している。そしてグローバルな正義論は、貧しい人々や彼らの擁護者を知識、意思決定、行動の源泉として認識することが必要であると主張する。デヴォーは、過度の脆弱性に起因する恥や屈辱、生活手段を保障する機会の欠如、国家制度の恣意的な権力への絶望などの貧困の側面が物質的必要と密接に関係しているとしながらも、それに還元することはできないと主張している (Deveaux 2015: 136)。

18) このような視点を共有しているものとして、例えば Lyon (2013) を参照。アントニー・リヨンは、アマルティア・センの正義の比較アプローチを実現するための政治には、まず他者のエージェンシーの承認とケアが必要であると述べる。その例として、彼はハイチにおけるパートナーズ・イン・ヘルス (PIH) という NGO の活動を挙げ、PIH が現地の人々の正統な代表であると認識されたのは、PIH が現地の人々を代弁した (speak for) というよりも、彼らとともに話した (speak along with) からであり、彼らを有能な人物として再提示 (re-present) しようとしたからであると述べる (Lyon 2013: 244-245)。次の記述も参照されたい。「グローバルな正義は、ある集団が別の集団にもたらず知識ではない。それは他者のエージェンシーに気を配る互恵的な関係を通じて生じる、新たな共有された理解として現れるのである」 (Lyon 2013: 246)。

識から出発した。そして、「現実」の認識という点でとりわけ重要である制度主義に焦点を当て、その「現実」の意味と到達点について考察してきた。そして、それらを踏まえた上で、集合的エージェンシーに基づく構想の必要性を主張した。最後に、本稿の議論を振り返っておきたい。

第一章では、グローバルな正義論において「現実」への接近が生じていることを確認した。正義の関係の構想は、非関係の構想とは異なり、世界に関する経験的な事実を正義の原理の導出の段階で考慮するため、「現実」への視角が重要となることを示した。また、関係の構想の中でも、実践依存アプローチの一派である制度主義は、制度の解釈という方法論を導入することで、より「現実」的な正義の構築を目指していることを論じた。

第二・三章では、制度主義者であるサンジョヴァンニおよびジェームスの議論を検討し、彼らにおける「現実」の意味と、その到達点を明らかにした。サンジョヴァンニは、政治的リアリズムという思想潮流を背景に、制度を認識的に正当化されるべきものではなく、政治的に正当化されたものと見なす。彼にとって重要なのは、政治的不一致とその調停という秩序問題だからである。しかしながら、道徳よりも「政治」を優先しようとするサンジョヴァンニの議論にも、「政治」の領域からは導かれない道徳的価値によって支えられている部分が存在することを指摘した。

他方、ジェームスは、コスモポリタニズムのようにグローバルな基本構造を想定するのではなく、グローバル経済を国民所得の増加を目的とする諸国家の実践から成るものと見なす。その背後には、個人および国家は他者の行為について常に不確実性を有するという認識があった。そのような想定を置く理由は、彼のプラグマティック・リアリズム、すなわち、コスモポリタニズムが思い描くような改革は現在の我々には到達不可能であるという考えにあることを論じた。しかしながら、到達可能性という概念を検討することにより、ジェームスの議論が、逆説的に非「現実」的なものとなる可能性を指摘した。

サンジョヴァンニおよびジェームスの議論を検討することにより、制度主義における「現実」とは、政治的な不一致や集合行為問題などの「政治」の次元を意味することが明らかとなった。第四章では、この到達点を踏まえるならば、制度とは区別される集合的エージェンシーに基づく正義の構想が可能であることを主張した。そのための手がかりとして、まず、イビ

のヴァンギャルド・エージェンシーという主体像を検討した。そして、彼女が国家という枠組みを前提とすることに付随する問題点を指摘し、これを克服するためにシンボリックな次元を考慮に入れる必要があることを論じた。シンボリックな次元を考慮に入れることにより、越境的な集合行為を構想することが可能となる。

最後に本稿の意義および課題について言及しておきたい。本稿の意義は、これまであまり意識的に論じられることのなかった、グローバルな正義論において前提とされている「現実」の問題に焦点を当てたことにある。グローバルな正義論における近年の議論の蓄積は目覚ましいものがある。しかしながら、相互交流や批判を行なう際に、それぞれの「現実」認識の違いが意識されていなければ、建設的な対話には繋がらないだろう。本稿では、対象を制度主義に限定したものの、そこで想定されている「現実」の意味とその到達点を明らかにすることで、議論の前提となる「現実」の水準を把握することが可能となった。そして、それを踏まえてイビの問題点を乗り越える集合的エージェンシーに基づく正義の構想を提出した。

また、「現実」に着目することは、グローバルな正義論だけではなく、広く政治理論に対しても示唆を与え得る。本稿第二章第二節でも言及したように、近年の政治理論においては、「リアリズム」への注目が高まっている。リアリズムをめぐる論争は、理論がどの程度「現実」的であるべきか、あるいは、理論において前提とされるべき「政治」像とはどのようなものかといったメタ的な問題を中心に展開されるため、抽象的なレベルにとどまりがちである。グローバルな正義という一定程度具体性を有する問題領域から「現実」について考察することは、上記の問題を検討する上での手がかりを提供し、理論と「現実」との関係性という政治理論における重要な論点の発展にも寄与し得る。

以上のような意義を有するものの、本稿では、実践依存アプローチの二つの潮流のうち、制度主義のみを扱うにとどまった。したがって、今後の課題として、文化慣習主義を検討することが必要である。そのことによって、実践依存アプローチの全体像を把握することが可能性となるからである。このような作業を通して、本稿が提示した集合的エージェンシーに基づく構想が、実践依存アプローチにおける第三の軸として位置付けられる

かどうかが判明すると考えられる<sup>19)</sup>。

### 参考文献（本号掲載分のみ）

- 井上達夫（2013）「国境を越える正義の諸問題——総括的コメント」日本法哲学会編（2013）、89-104 頁。
- 押村高（2013）「グローバル化と正義——主体、領域、実効性における変化」日本法哲学会編（2013）、57-71 頁。
- 日本法哲学会編（2013）『国境を越える正義——その原理と制度（法哲学会年報 2012）』有斐閣。
- 長谷川晃（2014）「グローバルな〈シンボリック・ネットワーク〉」宇佐美誠編著『グローバルな正義』勁草書房、31-50 頁。
- della Porta, Donatella, Massimiliano Andretta, Lorenzo Mosca and Herbert Reiter（2006）*Globalization from Below: Transnational Activists and Protest Networks*, University of Minnesota Press.
- Deveaux, Monique（2015）“The Global Poor as Agents of Justice”, *Journal of Moral Philosophy*, Vol. 12, pp. 125-150.
- Forst, Rainer（2013）“Transnational Justice and Democracy: Overcoming Three Dogmas of Political Theory” in Eva Erman and Sofia Näsström (eds.) *Political Equality in Transnational Democracy*, Palgrave Macmillan, pp. 41-59.
- Ibsen, Malte Frøslee（2013）“Global Justice and Two Conceptions of Practice-Dependence”, *raisons politiques*, No. 51, pp. 81-96.
- Lyon, Antony（2013）“Relational Representation: An Agency-Based Approach to Global Justice”, *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, Vol. 16. No. 2, pp. 233-248.
- Lichbach, Mark Irving（1997）“Social Theory and Comparative Politics” in Mark Irving Lichbach and Alan S. Zuckerman (eds.), *Comparative Politics: Rationality, Culture, and Structure*, Cambridge University Press, pp. 239-276.
- Melucci, Alberto（1989=1997）*Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, Temple University Press.（山之内靖・貴堂嘉之・宮崎かすみ訳『現在に生きる遊牧民——新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店）

---

19) 本稿は、2014年12月に名古屋大学大学院法学研究科に提出した筆者の修士論文を改稿したものである。



- Melucci, Alberto (1996) *Challenging Codes: Collective Action in the Information Age*, Cambridge University Press.
- Pogge, Thomas (2008=2010) *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms*, Second Edition, Polity Press. (立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』生活書院)
- Ulaş, Luke (2015) “Transforming (But Not Transcending) the State System?: On Statist Cosmopolitanism”, *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, online first view, pp. 1-20. Published online: 23 Jun 2015. doi: 10.1080/13698230.2015.1048071
- Valentini, Laura (2013) “Justice, Disagreement and Democracy”, *British Journal of Political Science*, Vol. 43. No. 1, pp. 177-199.
- Young, Iris Marion (2007) *Global Challenges: War, Self-Determination, and Responsibility for Justice*, Polity Press.
- Ypi, Lea (2008) “Statist Cosmopolitanism”, *Journal of Political Philosophy*, Vol. 16, No. 1, pp. 48-71.
- Ypi, Lea (2010a) “On the Confusion between Ideal and Non-ideal in Recent Debates on Global Justice”, *Political Studies*, Vol. 58. Issue 3, pp. 536-555.
- Ypi, Lea (2010b) “Politically Constructed Solidarity: The Idea of a Cosmopolitan Avant-Garde”, *Contemporary Political Theory*, Vol. 9, No. 1, pp. 120-130.
- Ypi, Lea (2012) *Global Justice and Avant-Garde Political Agency*, Oxford University Press.

